

第27期 計算書類

〔 自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日 〕

株式会社 セガ・ロジスティクスサービス

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,227,474	流動負債	1,128,094
現金及び預金	20,788	買掛金	681,024
電子記録債権	20,053	未払金	59,898
売掛金	656,937	未払費用	107,958
商品及び製品	478,431	未払法人税等	1,920
原材料及び貯蔵品	157,100	未払消費税	61,398
前払費用	11,815	前受金	55,363
関係会社預け金	768,735	預り金	9,725
未収入金	53,242	役員賞与引当金	8,557
未収法人税等	59,262	賞与引当金	142,245
その他	1,116	固定負債	297,999
貸倒引当金	△ 10	退職給付引当金	297,999
固定資産	581,809	負債合計	1,426,093
有形固定資産	312,677	(純資産の部)	
建物	55,138	株主資本	1,383,190
構築物	19,268	資本金	100,000
工具器具備品	6,161	資本剰余金	100,000
その他固定資産	17,354	その他資本剰余金	100,000
土地	214,754	利益剰余金	1,183,190
無形固定資産	23,121	利益準備金	50,000
電話加入権	4,195	その他利益剰余金	1,133,190
ソフトウェア	18,926	別途積立金	360,000
投資その他の資産	246,010	繰越利益剰余金	773,190
長期前払費用	55	(当期純利益)	(112,147)
敷金保証金	18,562		
繰延税金資産	226,584		
その他	971		
貸倒引当金	△ 164	純資産合計	1,383,190
資産合計	2,809,284	負債・純資産合計	2,809,284

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法により原則法（収益低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係わるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度における負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末日において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を発生翌事業年度から均等償却することとしております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

セガサミーホールディングス株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益及び費用の計上基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2020年3月31日 企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準委員会2019年7月4日企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会2019年7月4日企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

種類	発行済株式の数
普通株式	4,000株